

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条第 1 項の規定による公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、令和 5 年 4 月 9 日執行の佐賀県議会議員選挙における公職の候補者牟田裕子の出納責任者一ノ瀬成元から令和 7 年 10 月 21 日に訂正の報告があったので、令和 6 年 4 月 12 日付け佐賀県公報で公表した佐賀県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部を次のとおり訂正する。

令和 7 年 11 月 7 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

候補者氏名牟田裕子の公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨中「1,198,000 円」を「480,000 円」に、「1,070,000 円」を「400,000 円」に、「17 件」を「8 件」に、「128,000 円」を「80,000 円」に、「3,198,000 円」を「2,480,000 円」に、「1,058,000 円」を「340,000 円」に、「3,301,066 円」を「2,583,066 円」に改め、同収支報告書要旨の別紙中、

「菖蒲池 優子	給与所得者	140,000 円
溝内 三佳	給与所得者	140,000 円
中野 幸光	自営業	90,000 円
池松 香織	給与所得者	33,000 円
山口 由美子	給与所得者	23,000 円
遠藤 真琴	給与所得者	28,000 円
姉川 敏子	給与所得者	28,000 円
久原 和子	給与所得者	18,000 円
菊池 咲子	給与所得者	23,000 円
三塩 剛毅	給与所得者	28,000 円
三塩 和子	給与所得者	28,000 円
御厨 康子	給与所得者	13,000 円

牟田 大和	学生	15,000 円
徳久 厚子	給与所得者	15,000 円
加藤 奈津美	市議会議員	15,000 円
諸富 八千代	市議会議員	20,000 円
丸田 文江	給与所得者	13,000 円」

を削る。